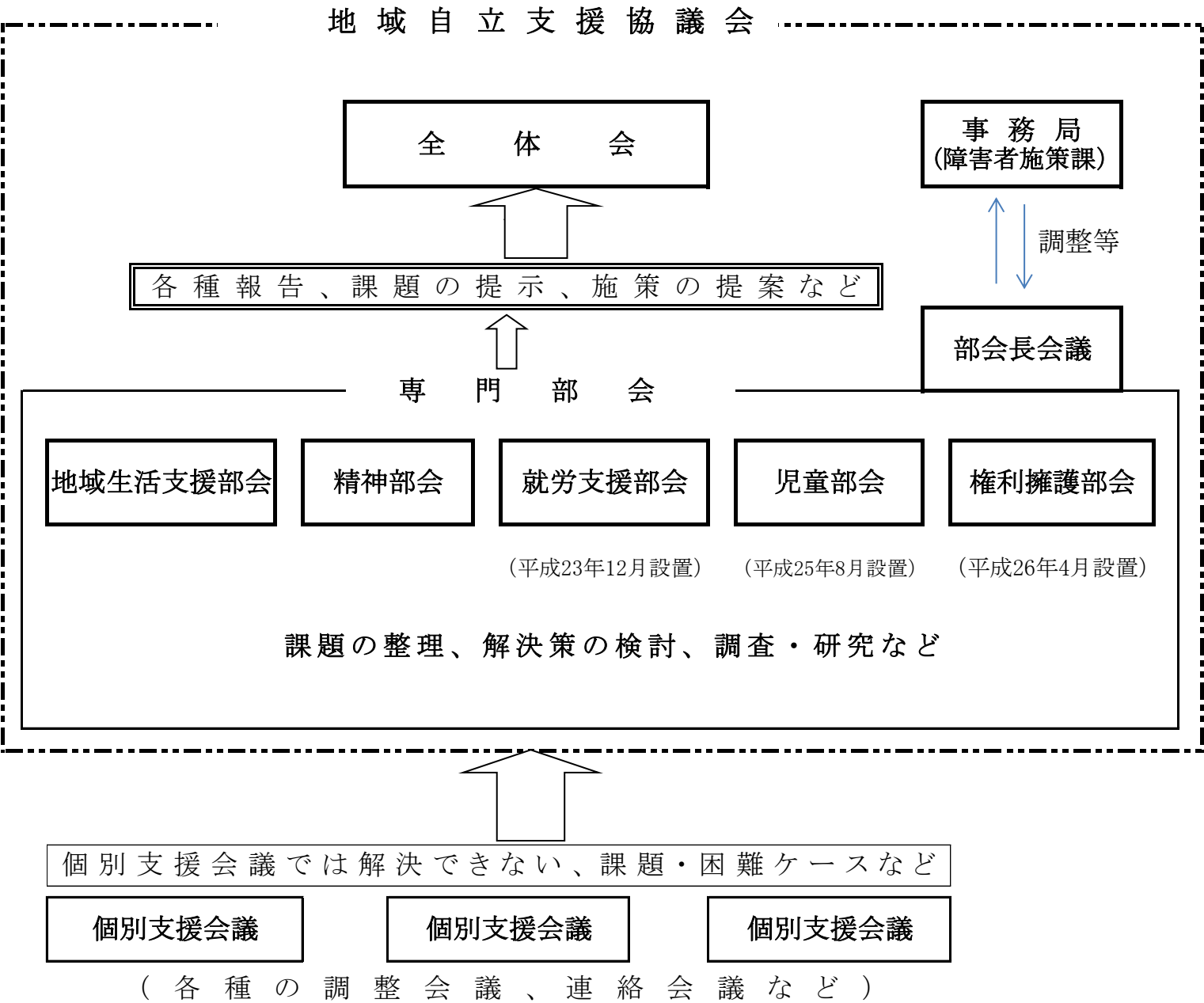


江東区地域自立支援協議会の組織図（案）（令和7年4月時点）

資料 3



【全体会】

部会からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定や確認を行う。

委員は、設置要綱第3条に基づき、多分野・多職種の人材で構成(区から委嘱)。

専門部会から上げられた地域の課題を、課題のままで終わらせないため、計画推進協議会等へ提言していく。

また、障害者計画等の策定・変更時には、意見具申をする。

【専門部会】

個別支援会議から持ち上げられた地域の課題につき、実務者レベルで検討を行う。

課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを指向する。

部会員は、設置要領第3条に基づき、必要に応じて構成する。

【部会長会議】

個別の相談支援等の事例の共有を契機に、地域における課題を検討し、全体会への提示、提案を目指す。また、必要に応じ、各部会間の情報共有の連絡等の調整機能を果たす。

【事務局会議】

地域自立支援協議会の運営等について、事務レベルで協議・調整する場。メンバーは、全体会及び各専門部会(WG含む)の事務局担当者。

【個別支援会議】

個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために、本人・家族・相談支援事業者等の関係者が集まって協議をする場。

支援に必要な社会資源がないなど、個別支援会議では解決できない課題を地域自立支援協議会へ持ち上げていく。